

第42号議案

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和3年6月11日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を「第5章 事業
第6章 雑則
所内保育事業（第42条—第48条）
（第49条）」に改める。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の
次に「及び第4項第1号」を加える。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は
看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類する
もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正
本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報
が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこと
が規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係
る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること
ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を
加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。